



今、ロータリーは、創立100周年を迎えようとしている。そこで、今日は、ロータリーの歴史の一端を簡単に振り返り、主としてクラブ奉仕の原理の世界を眺めてみたいと思う。

まず、歴史の話から入る。ポール・ハリスがロータリーを創立した1905年から1927年までの約20年間のロータリーは、正に原理探求のロータリーであった。即ち、ポール・ハリスを始め初期のロータリアン達は、ロータリーとは何か、と言う視点から、ロータリーの原理の探求に心血を注いだのである。まず、

- 1908年 アーサー・F. シェルドンによる奉仕理念の確立と提唱。
- 1910年 当時全米に存在した16のクラブによる全米ロータリークラブ連合会の設立。
- 1915年 サンフランシスコ国際大会における「全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓」別名「ロータリー道德律」の採択によって個人倫理が確立され、
- 1921年 第一次世界大戦を契機としてエディンバラの国際大会で国際奉仕概念が確立され、
- 1922年 ロスアンゼルス国際大会において、国際ロータリーの定款・細則及び標準クラブ定款の採択によって組織原理が確立され、
- 1923年 セントルイスの国際大会において、決議23-34号の採択による実践原理の確立があった。そして、
- 1927年 今日の4大奉仕部門を確立して実践のロータリーへ入って行ったのである。

このようにして、初期ロータリーは、様々な原理を確立したことによって、1940年まで隆々と栄えたのである。

しかし、1945年第二次世界大戦が終結するや、その後、ロータリーの衰退が始まったと言われている。但し、日本のロータリーは、戦後1960年(昭和35年)まで原理探求のエネルギーは衰えなかったのである。

ここにロータリーの衰退というのは、原理的なロータリー運動の衰退の意味である。ロータリー運動がマンネ

リズムに陥って衰退して行ったのである。

そして、1980年ロータリー道德律が廃止になり、1915年に確立された個人倫理の核が失われるに至った。

1990年を超えると、人道主義的団体奉仕が強調され、ロータリー本来の奉仕である個人奉仕、ことに職業奉仕や社会奉仕が軽んぜられるようになった。

そして、ついに2001年の規定審議会において、一業一会員制の原則という原理の核が崩壊し、今やロータリーは、ロータリー本然の姿を失ったかに見えるのである。

今日、国際ロータリーが強調しているのは、会員増強とロータリー財団の寄付、そして人道主義的な団体奉仕事業である。

会員増強については、戦後順調にロータリアンの数は増え続けたが、これも21世紀に入ると減少し、数の上でもロータリーの衰退は止まらない。

しかし、今、ロータリー100周年を迎えるに当たって最も大切なことは会員を増強することではない。ロータリー財団の寄付を増やすことでもない。皆さん方のクラブ自治権を確立することである。何故かと言うと、今、クラブ自治権は、崩壊の危機に瀕していると思われるからである。

一昨昨年度の2001年の規定審議会によって、従来、ロータリーの魅力の核と言われた一業一会員制の原則が否定され、標準クラブ定款に抵触するクラブの設立が容認されるなどの正に驚天動地の現象を見ても、会員の増強、ロータリー財団の寄付、そして、人道主義的奉仕が前面に押し出され、クラブの本来のあり方即ち、クラブ自治権が忘れられているように見受けられるのである。

クラブ自治権というのは、ロータリアンが自分達のクラブは自分達で自主的に管理することである。平たく言えば、自分達のクラブは自分達で守ると言うことである。これはロータリークラブ存立の基本前提なのである。

したがって、クラブ自治権を確立しなければならない。そのためには何を為すべきか。答えは一つ。クラブ奉仕に徹することである。

クラブ奉仕というものは、ロータリーの奉仕の基本類

型である。今から約20年位前までは、「ロータリーのロータリーたる所以は、職業奉仕の実践にあり」と言うことを耳にタコが出来るほど聞かされたが、然し、ロータリーの奉仕の基本類型を原理的に分析すると、「ロータリーのロータリーたる所以は、職業奉仕の実践にあるのではなく、クラブ奉仕の実践にある」と言うことが判るのである。

実は、ロータリーのロータリーたる所以は職業奉仕の実践にあり、と言う言葉は、ライオンズクラブやキワニスクラブ等の奉仕クラブに職業奉仕がなく、ロータリーだけにある独自の奉仕類型であるという点を捉えて、誰言うことなく感性的に唱えられ出した言葉だったのである。

元来、「ロータリーの原理」というものは、クラブ例会を中心にして、その内と外に分けて分析することが出来る。即ち、先ず、クラブの内では、ロータリアンが親睦の内に奉仕の心を作る。これをクラブ奉仕というのである。

そして、例会を一步外へ出ると、そこは奉仕の実践の場であり、奉仕の心をロータリアンの生活万般に適用することを奉仕の実践というのである。

奉仕の心を職業生活に適用すれば職業奉仕となり、家庭生活、社会生活に適用すれば社会奉仕となり、そして国際社会生活に適用すれば国際奉仕となるのである。

要するに、クラブの中では奉仕の心を作る。これがクラブ奉仕。クラブの外では、奉仕の心の適用として職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕が実践されるのである。したがって、ロータリーの奉仕類型の中では、親睦の内に奉仕の心を作るクラブ奉仕が奉仕の基本類型なのであり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕等の奉仕の実践は、その「反射的効果」にすぎないのである。

このように考えると、「ロータリーのロータリーたる所以は、クラブ奉仕の実践にあり」と言うことになるのである。

ところで、クラブ奉仕には二つの側面がある。

第1は、ロータリーの組織の側面即ち、定款細則論である。ロータリー運動を法的な原則の面から原理立てて理解することである。

第2は、ロータリアンの精神世界の側面即ち、倫理の問題である。これは、法的なルールに従って行動しても、それがロータリアンとしての正しい行動になるかどうか判らないと言うことである。したがって、全てのことは、ロータリー運動に参加するロータリアンの自覚、即ち精神世界の問題が一枚どうしても入って来ざるを得ないのである。

この精神世界の問題は、権利義務の問題ではない。法的に「こうしろ」と言っても出来るものではない。『勉強しろ』と言っても、本人がする気にならなければ教育

効果は上がらない。これは「教育の課題」であって、このように法的な強制の出来ない分野のことを倫理の世界というのである。

要するに、クラブ奉仕論を理解するには、先ず第1に定款細則を中心に、法律論的な理解をすること即ち、客観的な「行動のルール」を身につけることが必要であると同時に、その根底に道徳的な、倫理的なルール即ち、主観的な「精神面のルール」を身につけなければならないのである。それなくして、クラブの自治権を確立することは出来ないのである。

戦後暫くの間日本のロータリーの泣き所は、定款細則を中心に法律的に、手続要約的にロータリーを理解しようとしたが、個人倫理の側からロータリーを理解しようとする視点が欠落していた、言わば定款細則のロータリーであったと言うことである。

しかし、最近は、日本全国の指導者によってこの誤りが修正されつつある状況である。

したがって、倫理的な意味におけるクラブ奉仕論がどうしても必要であり、定款細則だけのクラブ奉仕では、心がないから三百代言のロータリーになってしまうのであり、本当のロータリアンは育たないのである。したがって、ロータリアンが親睦の内に奉仕の心を作るという観点から、倫理的な意味におけるクラブ奉仕の原則を立てて、それを根底に法律論的な定款細則の議論をしなければならぬと思う。これが、クラブ自治権確立の基本前提である。

では、クラブ奉仕における倫理原則とは一体何か。

第1に、自己研鑽の自覚をもって、ロータリーのあらゆる会合に参加することである。これが第1の原則である。

自己研鑽の自覚、即ち、自分に言い聞かせて例会に出ること。何故忙しいのに例会に出なければならないのか。忙しければ忙しいほど例会に出よ、とロータリーが言うのは何故か。それは、自分を磨くという倫理的な目的を持って会合に参加しなければならない、ということである。

第2に、自分を磨くためにロータリーの会合に参加するのであるから、自分自身が出席しなければならない。何故、こんな馬鹿げたことを言うのか、と言うと、最近、大都会の一部のロータリークラブで汚らしい習慣があり、ロータリアンたる社長の代わりにロータリアンでない専務がメイクアップに出向くことが行われているからである。「学生の代返」のような代理出席である。このようなことが横行するとロータリーの魅力などと言うものは失われてしまう。これはロータリー以前の問題である。

ロータリアンは、自分を磨くためであるから、自分が出席しなければならない。

例えば、クラブ会長は、自分を磨くために会長職を務めるのである。ガバナーは、自分を磨くためにガバナー職を努めるのである。したがって、クラブ幹事も事務職員にあまり仕事をさせてはならない。その分だけ自分が磨かれていないことになる。出来るだけ自分で事務処理をするべきである。事務職員を使ってはいけないとは言わないが、使うとしても、例えば幹事が原稿を書いたものをタイプするとかのように、事実的な行為で、重要な仕事に限ることが望ましいと思う。これを「履行補助者の理論」という。事務職員はロータリー運動の履行補助者である。

実は、事務職員とロータリアンとの関係をどのように考えるか。この辺の議論を立て直す必要があるかと思う。

事務職員は、効率を重んずる世界に棲んで居る。これに対し、ロータリアンは、奉仕哲学という質の世界に棲んで居る。両者は、棲んで居る世界が異なるのである。したがって、効率の世界の論理をもって、奉仕哲学という質の世界の事務をコントロールすることは厳に慎まなければならないと思うのである。

ロータリー運動というものは、全て奉仕哲学に基づいて営まれるものであるから、ロータリアンは、奉仕哲学という質の世界の論理をもって、ロータリー運動をコントロールしなければならないのであって、いささかなりとも、ロータリー運動上の重要な事務処理を事務職員に委せてはならないのである。

要するに、ロータリアンは、自己研鑽のために、即ち、自分を磨くためにロータリー運動に参加することを忘れてはならない。社長の代わりに専務がメイクアップに出席するなどのもつてのほかである。

何故これがいけないのか。と言うと、ロータリアンは、ロータリー上の義務を他人に委ねてはならない。何故かというか、それが自己研鑽の契機だからである。したがって、ロータリアンのロータリー上の権利義務は、ロータリアンの「一身専属権」だと言えるのである。

それは、代理とか代行とかに親しまない、自分でできないことなのである。例えば、結婚は、必ず本人がしなければならない。代理人によって結婚することは出来ない。結婚初夜の代行を頼む馬鹿は居ないと思う。

このようにして、ロータリアンは、全て自分自身で物事を処理しなければならない。それは自分を磨くためだからである。これは非常に大事なことである。ロータリーの会費も、自分を磨くためであるから、高い会費が必ずしも高くないのである。

例えば、地区内の地区委員会や地区協議会への出張旅費は、本来、支給すべきものではないのである。ただ、クラブ会長やガバナーが気を遣って善意で支給した

時には、これを受け取ってもよいが、本来、これらの旅費は、ロータリアンの方から、請求すべき筋合いのものではないのである。何故ならば、旅費を請求すると言うことは、ロータリアンが奨学金を貰って自分を磨くことを意味するからである。ロータリアンは、自分を磨くためであるから、このような些末なものについては手弁当でやるべきである。

地区委員会への出張旅費をしつこく請求する人が居ると言うことを耳にするが、ロータリアンとしては誠に恥ずかしいことであると言わなければならない。このようなロータリアンが居るから、事務職員に馬鹿にされるのである。

ロータリアンは、地区の仕事をするときは自分の金で出張すべきである。自分の金をもって人のために仕事をするのをロータリアンというのであって、人の金をもって人のために仕事をするのはロータリアンとは言えないのである。

もっとも、地区外への出張については、金額的に負担が大きくなるだろうから旅費、宿泊費乃至これと同視すべき程度の金は、これを支給してもよいと思う。殊に、国際ロータリー理事が遙々とエバンストンに出張するような場合には、かなりの金額を負担することになるから、これは当然、旅費を支給すべきである。

何故、このように厳しく言うのかと言うと、ロータリー運動というものは、全て「ロータリー哲学」に基づいて営まれるものであって、ロータリー運動上の全ての作業はロータリアンの自己研鑽のために、自分を磨くために行われるものであるから、ロータリアンは、自分の労務の提供に対して「報酬の請求」をしてはならないのである。

この点については、近来、国際ロータリーの会長が、会長ノミニーに就任した時から3年間で2,640万円の報酬を得ているのは、果たしていかなものかと思うのである。

国際ロータリーの会長ともなれば、全世界に出張することになるので、その旅費、宿泊費は莫大な金額になる。したがって、これら旅費、宿泊費については、当然、実費として支給されるべきであるが、これ以外にも報酬も支給するということになる、ロータリーの原理に照らして、納得できないものがあるのである。

国際ロータリー会長は、貴重な時間と労力を犠牲にしてロータリーに献身しているのであり、言わば、国際ロータリー会長の献身が無償であるが故に、会長は社会に対して貸し方になっているのである。だからこそ、国際ロータリー会長は、尊敬と信頼をもって報いられるのである。会長の献身が、報酬を受け取ることによって貸し借りなしに精算されてしまえば、会長に対する尊敬も信頼も生まれる筈はないのである。

国際ロータリー会長は、ロータリー存在の根拠を主張

する役職であり、ロータリー存在の権化とも言うべき人であるから、些かなりとも報酬など受け取るべきではないと思うのである。会長は、無報酬であるからこそ光ると思うのである。

以上を要するに、ロータリアンは、ロータリー運動上の色々な些末なものについては、自分を磨くためであるから、手弁当でやるべきである。

ロータリー運動は、福祉社会というものが提唱される遙か以前に出来上がった、地域社会の最も良質な職業人のボランティア活動であったのだという事実をよく踏まえておかなければならないと思う。

要するに、第2点は、何事も自分を磨くためだから自分で処理する。それから、自分の手弁当でやる、ということである。

次に、第3点は、クラブの中における「均一的平等の原則」である。ロータリー運動というものは平行運動の要素があって、「ロータリーは、人の上に人を作らず、人の下に人を作らず」という。したがって、言うまでもなく、ロータリアン同士の間には、人の上に人を作り、人の下に人を作ってはならないのである。

こういうことを「保障」するために、ロータリーは、創立以来、クラブの通常経費は、クラブ会員の頭数で割って、均分負担すると言う原則がある。したがって、パストガバナーでも、昨日入会したばかりの新会員でも、クラブの会費は同額である。

何故、同額なのか、と言う理由をよく理解しておかなければならない。即ち、これは多分にアメリカ的論法であって、クラブの財産権を同じ持ち分で共有するが故に、クラブを管理するに当たっては発言権は平等であるという形になっているのである。

会費は同額なんだから、誰かが威張った分だけ自分も威張れる権利がある筈だということになる。クラブというものは、完全にリベラルな平等対等の社会だからである。これがクラブという組織の論理なのである。

したがって、ロータリーは、クラブ会長になったからと言って、会費が高くなるわけではない。何故かと言うと、会長というものは、ロータリーが運動体として果たさなければならぬある種の機能を1年間委託された人(お預かりした人)に過ぎないからである。したがって、会長になったことは、他のロータリアンより偉いロータリアンになったことを意味しないのである。ロータリアンは、全て平等対等である。

この理は、地区委員もガバナー補佐もそしてガバナーも同じである。更にRI会長も同じである。

地区委員は一般のロータリアンよりも地位が高いのではない。平等対等である。ガバナーも一般のロータリアンより偉いのではない。平等対等である。

もし、ガバナーが、自分は一般のロータリアンより偉いのだと思っているとすれば、そういうガバナーはロータリーの原理を弁えないと言う意味において俗に「バカナー」と呼ばれることになるのである。

要するに、クラブ会長も地区委員もガバナーもRI会長も、ロータリーの全ての役職は、運動体としてのロータリーの機能(役割)の配分の問題である、と言う具合に理解しないと、ロータリー運動の本体が判らなくなるだろうということである。

ロータリアンは、ロータリーの例会に参加するときには、世俗の憂きことを忘れて、そして、人の上に人を作らざる、人の下に人を作らざる、そういう純粋心の世界の中から純度の高い心と心を通わせる。これがクラブ奉仕の中核にある考え方であるということである。そうでなければ、心は通わない。

私は、この論理を説明するのに、「茶席の論理」を使う。即ち、茶席には、大名も武士も町人もお百姓も来る。社会のあらゆる階層の人が入ってくる。然し、大名も武士も、茶席に入るときには、腰の刀をはずして、丸腰で入る。そして、皆が平等対等の立場で、静かに茶を喫して去る。これが、茶席の論理である。

桐生のロータリークラブの初代会長(銀行の頭取であったか)が、「ロータリーの例会は、ロータリアンが神様になり合う世界である」と言った。これは大変いい言葉である。多少当てずっぽうな感じもするが、正鵠を射た表現である。

『ロータリーの例会は、ロータリアンが神様になり合う世界である』なかなかいい言葉である。世俗の憂きことを忘れて、神様と神様との間には格差はないのであるから、大企業の社長も、小企業の経営者も、大学卒も、そうでない人も、ロータリーの世界では対等であり、平等である。これを「均一的平等の原則」というのである。これは非常に大事なところである。

そして、この均一的平等の思想は、ロータリアンと事務職員との関係、ロータリアンと一般地域社会の人達との関係にも当然適応せられるものであって、全ての人達が平等・対等なのである。ロータリアンは、事務職員や地域社会の人達より地位が高いのではない。ロータリーは、人の上に人を作らず、人の下に人を作らず、万民平等の思想がロータリーの思想なのである。

そこで第4点として、この均一的平等の原則があればこそ、最後に、ここから『ロータリー精神』Spirit of Rotaryと言うのが出てくる。したがって、ロータリー運動に参加して、お互いに心と心を通わせて、自分の心の中に他のロータリアンの良質な心の状態というものを映し植えて、そこから何がしかのものを学んで立ち去る、と言う、その最も良質なものを学んだことによって、自

分というものが育てられて行く。ロータリーと言うのは、このような動的な概念である。

『私』というのは、今ここに居るが、この『私』は例会に出る前の『私』ではない。また、例会に出た後の『私』とも一寸違う。然し、今の『私』として固定されるべきものではない。

絶えず、自分というものの内容が、どんどん高まって行く。そのエネルギーを与えるものは他のロータリアンである。他のフェローロータリアンが、毎週一回の例会でエネルギーを与えてくれる。それによって自分の精神世界が無意識的に質的に高まって行く。

他のロータリアンとお付き合いすることによって、自分というものが育てられていく。これを、ロータリーのフェローシップとか『ロータリー精神Spirits of Rotary』を育む世界というのである。

1974-75年度の国際ロータリー会長 William R. Robbinsは、「Renew the spirit of Rotary」『ロータリー精神を奮い起こせ』というターゲットを打ち上げたが、これはクラブ奉仕の中核を突いている意味において、誠にホームラン的なターゲットであると言えるのである。

最後に、クラブ奉仕によって自治権を確立したロータリークラブは、当然、「自治団体」であるが、この自治団体であるロータリークラブの連合体である国際ロータリーもまた「自治団体」である。したがって、双方が自治団体としてお互いに自主独立性を主張すると利害が衝突することもある。これをどのようにして調和させるかという問題がある。

この問題は、標準クラブ定款第9条の「クラブ自治権」と国際ロータリー定款第3条の「直接監督権」との関係をもとに調和させるかの問題である。

これは、一方を立てると他方が立たない。他方を立てると一方が立たない、と言う関係にあるから、これを実質的にどのように調和させるかと言う問題である。

表現を変えると、先ず、国際ロータリーがあつて、そのお陰で各ロータリークラブがあるのか、それとも、先ず各ロータリークラブがあつてそのお陰で国際ロータリーがあるのか、ということである。

つまり、国際ロータリー定款第3条の「直接監督権」を中心に考えていくと、国際ロータリーが「主」であつて、各クラブが「従」である、したがって、国際ロータリーがあつて、各ロータリークラブがある、と言う考え方が一つ成り立つ。

ところが、標準クラブ定款第9条の各クラブの「自主独立性」から考えていくと自主独立性があつて、初めてロータリークラブというものが円満に発展を遂げることが出来る。即ち、各クラブが「主」で国際ロータリーが

「従」という考え方が成り立つ。

このどちらをとるのか、と言う問題である。この問題は、1910年に全米ロータリークラブ連合会を作るか否かの時の大問題であったのであり、また、1922年に国際ロータリーが成立し、直接監督権を認めるか否かの時も最大の問題であった。

今日のロータリアンは、このことを忘れてしまっている、と言えよ。今日の日本のロータリアンは、国際ロータリーからチャーターが出て、初めてロータリークラブとして正式に認められるわけだから、国際ロータリーが「主」であつてロータリークラブが「従」であるという論法が出てくる。これは日本的発想と言わなければならない。どちらをとるべきか。

標準クラブ定款第9条は、「このクラブの管理主体は、これを理事会とする」と規定している。これは、ロータリークラブの大黒柱的な規定であつて、国際大会の決議によって採択されたクラブ自治権確立の大原則であり、クラブの自主独立性を保障した無条件絶対の規定なのである。したがって、国際ロータリーと言えどもこの自主独立性を侵害することは許されない。

然し、一方、国際ロータリー定款第3条は、クラブの直接監督権を規定している。この両者の関係をどのように調整するかの問題であるが、これを解決したのが、1923年のセントルイスの国際大会の「決議第23-34号第5項」である。即ち、「各ロータリークラブは、絶対的な自主独立性を有する。絶対的自治権を持っている」つまり、標準クラブ定款第9条が中心であるということである。即ち、先ず、各クラブがあつて、初めて国際ロータリーがある、と言う考え方である。これは無条件絶対である。一切の但書はない。これは、国際大会の決議によって認められている大原則である。

そして、このような絶対的自治権の内容を判りやすくする説明がついている。即ち、国際ロータリーは、積極的または消極的な意味において、如何なる奉仕活動にせよ、各ロータリークラブに対して命令する権限を有しない。いとも明快である。積極的というのは、ああしろ、こうしろ、ということであり、消極的というのは、ああするな、こうするな、ということである。

ところが、これでは、国際ロータリーの直接監督権即ち、指導と助言を与える立場というものが原理的に成り立たなくなる。

そこで、1922年の国際大会の決議によって認められた国際ロータリーの「直接監督権」との調和をどうすればよいか、と言う問題がある。

決議23-34号は、ここにロータリーの奉仕哲学を一枚入れてくる。先ず、ロータリアン一人ひとりは一國一城の主である。皆、自主独立性をもっている。したがって、その集合体であるロータリークラブも自主独立性を

持っている。しかし、その自主独立性は、独りよがりの単なる自主独立性の主張であってはならない。これでは『井の中の蛙、大海を知らず』と言うことになり、自主独立性を長期的に発展させることができない。

世の中の状況は、千変万化に変化する。この千変万化の社会状況に無限に亘って柔軟に対応できるような良質な自主独立性をどのようにして育てたらよいのか。これを解決するところにロータリーの神髄がある。

自主独立性を実質的に育てるためには、自主独立性を主張する者が、謙虚に頭を垂れて、周囲の人に学ぶ姿勢を持たなければならない。したがって、各クラブは、国際ロータリーから出される指導と助言や他クラブの経験について、謙虚に頭を垂れて学ぶ姿勢を持たなければならない。

そうすると、国際ロータリーは、自主独立性を育てるための指導や助言や他クラブの経験について **情報媒介機能** を持っているから、ロータリークラブは、国際ロータリーからの指導と助言に謙虚に頭を垂れて学ぶ姿勢を持てば、その自主独立性は、無限に発展できることになるのである。

したがって、**標準クラブ定款第9条**と**国際ロータリー定款第3条**の規定は、実体論理の世界では矛盾するものではない、という形になるのである。

要するに、クラブの自主独立性と言えども、あらゆる

問題に対して無制限に自己主張できるものではない。クラブの自主独立性を実質的に保障するためには、クラブの方も、国際ロータリーの指導と助言や他のロータリークラブの経験に謙虚に頭を垂れて学ぶ姿勢を持たなければならない。このようにして、初めて両者の対立が調和され、良質な自主独立性が育つことになるのである。

以上は原理論である。この論法を現実のロータリーの世界に当てはめると、どのようになるか。

例えば、会員増強を考えてみる。国際ロータリーがロータリークラブに対して会員増強を要請した場合、クラブとしては自分のクラブの会員数の適正値が何名位が適当かを考え、現実のクラブの会員数がそれに合致していれば、クラブの自治権によってそれを守ればよいのであって、国際ロータリーの要請を受け入れる必要はないのである。

しかし、現実のクラブの会員数が、適正値を遙かに下回っている場合には、国際ロータリーの指導と助言に謙虚に従うべきである。このようにして、クラブの良質な自主独立性が実質的に保障されることになるのである。

以上、昨今のロータリーの世界を顧みて、最も重要にして且つ緊急を要するクラブ自治権の確立について申し述べた次第である。

以上